

請願書第 1 号

平成27年6月3日

栗東市議会議長 様



請願者

住 所 滋賀県湖南市石部南  
一丁目1番59-108号

団 体 名 特定非営利活動法人  
アザレア掛橋コネクション

代表者名 理事長 今井 博



紹介議員

氏 名

田村隆光

栗東市重度身体障害者（児）等自動車燃料費・  
福祉タクシー運賃助成事業実施要綱の改訂に関する請願書

〔請願の趣旨〕

栗東市重度身体障害者（児）等自動車燃料費・福祉タクシー運賃助成事業実施要綱（以下「運賃助成」と言う。）の（目的）第1条に「この要綱は、重度身体障害者（児）及び在宅の要介護高齢者（以下「障害者等」という。）に対し、必要な助成を行うことにより、通院にかかる移送経費の負担軽減及び生活行動範囲の拡大並びに積極的な社会参加の促進を図ることを目的とする。」となっていますが、同第7条2項では「福祉タクシー助成券は、本市と契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業を営むもの（以下「福祉タクシー協力機関」という。）が運行するタクシーを利用する場合でなければ使用することができない。」となっているため、車椅子車両や寝台車両の利用を希望する対象者には利用しにくい制度となっています。

よって、第1条の目的の趣旨を遂行するためにも、同事業の契約事業所を拡大することで利用者の皆さんの要望に応えられるものと確信しており、現行の契約事業所だけでなく、福祉有償車輛や福祉有償旅客運送事業所も契約事業所として認可されるよう同要綱の改訂を要望するものです。

〔請願の理由〕

同事業において、重度身体障害者（児）や要介護3以上（車椅子利用者）の利用者の方が、車椅子車両や寝台車両を利用し、移動等を希望しても、現在、栗東市の契約締結した福祉タクシー協力機関の事業所では、一般タクシー（セダンタイプ）が多く、車椅子等を使用される方々の利用が難しい状況にあり、栗東市の同事業の実施要綱第1条に、「障害者等に対し、必要な助成を行うことにより、通院にかかる移送経費の負担軽減及び生活行動範囲の並びに積極的な社会参加の促進を図る」と謳ってある同条項の趣旨を満足させる現状にはない状況にあります。

また現在、栗東市における福祉タクシー事業は、他市からの応援でほぼまかなっている状況にあり、現状、福祉有償車両（道路運送法第78条）や福祉有償旅客運送車両（道路運送法79条）にて輸送を行なっているのが大半です。

さらに、透析患者等の皆様の通院状況は、月13日で26回タクシーを使わなくては行けない状況ですので、病院から2km圏内で月2万6千円もの負担となっています。

例えば、済生会病院から栗東市役所までの距離で、福祉タクシーを活用した場合でも、1回の乗車で1千円かかり、また、御園地区や荒張地区の場合、一乗車3千円程度ですので、月1回の通院でも6千円ほどかかる計算となります。（栗東市の助成金月2千円）

したがいまして、福祉タクシーを利用される皆様は、車両や事業所の選択も少ない中、年間93万6千円支払うこととなりますので、年間の助成券2万4千円すべてを使用しても、90万円以上の大きな負担となってしまうています。

このような実情をご理解いただき、同制度を助成券交付対象の市民の皆様が活用しやすい制度とするためにも、栗東市との契約事業所を、福祉有償車輛や福祉有償旅客運送事業所にも拡大されることを強く望みます。

以上